

手数料額計算書
(都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第 1 項の規定による申請)

- 1 申請の対象とする範囲
(該当する□にレを記入)

☐ 建築物全体
☐ 複合建築物の非住宅部分
☐ 複合建築物の住宅部分
- 2 計画の評価方法
(該当する□にレを記入)

住宅部分：
☐ 誘導仕様基準
☐ 仕様・計算併用法
☐ 標準計算法
非住宅部分：
☐ モデル建物法
☐ 標準入力法等

3 手数料額の計算

申請の種類(該当する□にレを記入)		適合証がある場合	適合証がない場合
☐ 一戸建て住宅		別表第 2 2 の (1) 円 (a ')	別表第 2 2 の (2) 円 (A ')
☐ 一戸建て住宅以外の建築物	住宅部分の床面積の合計	別表第 2 2 の (1) 円 (b ')	別表第 2 2 の (2) 円 (B ')
	住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の床面積	別表第 2 2 の (1) 円 (c ')	別表第 2 2 の (2) 円 (C ')
	非住宅部分の床面積の合計	別表第 2 2 の (1) 円 (d ')	別表第 2 2 の (2) 円 (D ')
		(b ') + (d ') 又は (c ') + (d ')	(B ') + (D ') 又は (C ') + (D ')
	計	円	円

合計 円

- (注意)
- 1 「適合証」とは、申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第 1 項各号に掲げる基準に適合することを示す適合性確認機関が作成した書類をいう。
- 2 「別表」とは、大田区手数料条例別表を指す。
- 3 申請に併せて、都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第 2 項の規定において準用する第54条第 2 項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に大田区手数料条例に定める額を加える。
- 4 住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の手数料の額は、一戸建て住宅の額とする。